

第5回 まちづくり常任委員会会議録

令和6年6月6日(木)
委員会 議 室

○会議日程

- 1 開会宣告（10時28分）
- 2 調査事項
 - (1) 総務企画課所管
 - ① 防災備蓄庫整備事業について
 - (2) 保健福祉課所管
 - ① 社会福祉法人幌延福祉会「特別養護老人ホームこざくら荘」における職員等の処遇改善加算について
 - (3) 住民生活課所管
 - ① 地域コミュニティ形成事業関連予算案について
 - (4) 教育委員会所管
 - ① 幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について
- 3 その他
 - ・ 令和6年度 幌延町議会議員道外視察について
- 4 閉会宣告（13時30分）

○出席委員（８名）

委員長	高橋秀之
副委員長	高橋秀明
委員	佐藤忠志
委員	深澤博幸
委員	植村敦隆
委員	無量谷隆孝
委員	齋賀弘裕
委員	西澤裕之

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
教育長	青木順一
総務企画課長	早坂敦司
保健福祉課長	島田幸司
住民生活課長	村上貴紀
教育次長	伊藤一男
総務企画課長補佐	渡邊智民
総務企画課主幹	長尾俊
住民生活課長補佐	山下智昭
保健福祉課社会福祉係長	清水和也
住民生活課地域対策係長	斉藤徹

○議会事務局出席者

事務局長	岡田英樹
書記係長	藤田秀紀
主任	横山薫

(1 0 時 2 8 分 開 会)

高橋秀之委員長

本日の出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより第5回まちづくり常任委員会を開会します。
はじめに、町長より御挨拶をお願いいたします。

野々村町長

皆さんおはようございます。

第5回のまちづくり常任委員会に御参集いただき、誠にありがとうございます。

6月定例会に向けての説明、それぞれ、今日は4件ございます。

きたんのない御意見をまた頂ければと思っております。

それから、一つお知らせというか、皆さんにお話をしておきたいなと思っております。

この度、ヤマト運輸株式会社と幌延町で包括連携協定を結ぶことになりました。

連携の目的としては、地域の移送の活性化と住民サービスの向上を図ることとしており、
連携協力事項は、災害対策に関することをはじめ、観光支援や商品の販路拡大、物流の活性化、効率化、ふるさと納税に関することなどとしております。

締結式を6月11日に役場で行うこととしております。

締結の際には、特段、来賓など招待する予定はございませんが、この協定締結に向けて
の契機に、様々な事業、取組を通じて、この協定を実りあるものと思いたいと思っております
ので、まずは皆さんに御承知おきを頂きたく、お知らせをしておきたいと思っておりますので、
よろしくお願いをしたいと思います。

では、今日はよろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

それでは、調査事項に入ります。

調査事項（1）総務企画課所管「防災備蓄庫整備事業について」の説明をお願いします。

早坂総務企画課長

それでは、総務企画課から防災備蓄庫整備事業についてということで御説明させていただきます。

兼ねてからの懸案事項でありましたけども、現在、防災備蓄品に関しましては、その大半を旧中央保育所にて保管しておりますが、建物の老朽化や災害時において物品の搬出などが困難であるというような観点から、別の場所で保管すべきであるというようなことで検討を進めてきたものであります。

この度、役場の敷地内に防災備蓄を整備するということとして、今回の6月定例会において、補正予算計上させていただいておりますので、その旨御説明をさせていただきたいというふうに思います。

詳細につきましては、この後、総務企画課長補佐の方から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

渡邊総務企画課長補佐

それでは、6月補正予算に計上している防災備蓄庫整備事業の概要について、お配りし

た資料に沿って御説明いたします。

まず、事業の必要性についてですが、平成26年度に認定こども園を整備したことにより、使用しなくなった旧中央保育所を庁舎の物品庫と指定をして利用しており、その施設の中に、有事に備えて購入した防災備蓄品を保管していますが、建設後、50年経過した本施設は、躯体等の老朽化が著しく、災害時に必要な防災備蓄品を適切に管理することが困難なため、早急に新たな防災備蓄庫を整備する必要があります。また、防災備蓄庫を庁舎の敷地内に整備することにより、災害が発生した場合に避難場の設置や備蓄品の運搬等に係る作業効率が向上し、地域住民が安心して利用できる避難場を迅速に設置することが可能になることから、車庫の隣接地に防災備蓄庫1棟を整備する計画です。

次に、事業費ですが、予算計上額は防災用備品315万7千円及び防災備蓄庫の内部で使用する消耗品12万4千円を合わせて328万1千円です。

2枚目の資料に倉庫の規格や仕様書の概要をまとめていますので、併せて御覧ください。

事業内容については、基礎工事の施工後に防災倉庫を1棟新設。こちらは延長が約6.1m、幅が約2.4m、高さが約2.6mで、床面積は約14.8平方m、約4.5坪の海上コンテナです。また、倉庫の内部で使用する防災備蓄品の収納用ラックが6台、転倒防止用ポールが6組、室内照明用LEDライト等の消耗品を購入する予定です。

次に設置場所ですが、3枚目の資料を御覧ください。

役場庁舎の北側に整備している車庫の隣接地に、今芝生になっている所ですけれども、そこに設置する予定としております。

以上、防災備蓄庫整備事業についての概要説明といたします。

高橋秀之委員長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明で何か質問のある方は、挙手の上、指名を受けてから、マイクのスイッチを押して発言してください。

質疑ありませんか。

植村委員

まず、この中に収納する物っちゅうのは、今、旧保育所で保管されているもの全てではないんでないのかなというふうな感じですけども、というのは、要はこの温度管理の施設がないという状態の中で、凍結して使えなくなるようなものは、ここには置けなくなるのかなというような気もしてます。そこら辺、なぜ、一定温度に保つような施設を使用しないのか、それらを使用しなくて収納しておく新しい場所がありますよということだったのか、その辺ちょっと御説明お願いします。

早坂総務企画課長

今、正に委員が御指摘あったとおり、まずあそこに収蔵されている防災備蓄品を全て移動できるかといったらそうではないということです。

取り急ぎ、今回、なぜ1棟なのかということから、まず御説明させていただきますけれども、ほかの町も視察はさせていただいてはいるんですが、実際にうちの町で、このコンテナ建てた場合に、どの程度入るのかというのは、やっぱり一度建ててみないと何とも言えない部分があるということで、また詰め込むだけ詰め込んでも出せなかったら意味がな

い。だから、その辺のこともちょっと考えながら、1棟まずは建ててみて、それでどの程度が入るのか、また今後、それを結果によってはどの程度のものが必要になるのかといったことも含めて、今ちょっと検討をしていきたいというようなことがまず一点です。

それと温度管理の関係、これも御指摘のとおりです。

もちろん海上コンテナですので、そういった温度管理できるようなものではありませんし、また湿度の管理っていうものも自然換気というようなところになっておりますので、そこも、適切な湿度管理もできないというようなものになっております。これに関しましては、確かにある程度、電気設備ですとかそういったものも引っ張って、そういった温度湿度の管理もできるようなコンテナというものも確かにあるんですけども、もちろん当然高額になるということもあります。

それと、いずれにしましても、そういったコンテナの中で保管すべきものといいたしうか、保管できるものといいたしうか、それもやはり、いろいろと制限があると。

要は、極端に温度が上がった場合には駄目になってしまうものですとか、湿度が高くなると駄目になる。そういったものについては、コンテナ、いくらその設備があったとしても、その中に収めておくのはなかなか難しいっていうような部分もございます。ですので、それに関しては、やはり別な所、きちんとした建物の中ですとか、そういった所で保管すべきものであるというものもありますので、そういったものに関しましては、ちょっと別途、また協議といいますか、検討を進めまして、それが役場の中がいいのか、いろんな建物の中にそれぞれ分散して納めるのがいいのかとか、そういったことも含めて、今後、また更に検討を進めていきたいというふうに考えております。

まずは取り急ぎ1棟建ててみて、どの程度入るのか、そういったことも含めて検討させていただきたいということで、今回この1棟を計上させていただいたというような形でございます。

高橋秀之委員長

ほかに質問ありませんか。

深澤委員

一点だけ伺いますけど、予算計上320万程度なんだけど、これ基礎工事も含んでのこの金額、総体の予算なんですか。

渡邊総務企画課長補佐

この328万1千円には、基礎工事も含まれています。

基礎は布基礎を施工して、その上に海上コンテナを設置するという工事になります。

合わせて、備品とその中で使う消耗品も含めて328万1千円の予算額になっています。

深澤委員

これ、建設に当たって、その耐震とか、そういうのに影響はないの。

建設物の立地に関しても、耐震だとかそういうのには引っかからないの。

いや、単年度ならいいけど複数年置くんだったら。

早坂総務企画課長

耐震の関係ということで、正に、その耐震をきちんと耐久性のあるものということでこの布基礎を設置するというような形。本来であれば東石ですとか、そういったものの設

置というのも当然可能なんですけども、やはり、より強固なものということで、災害にも耐えうるようなものということで、今回、布基礎ということで、きちんとした基礎を這わせていただくというようなことで、今回計上させていただいたというような流れでございます。

高橋秀之委員長

ほかに質問ありませんか。

齋賀委員

このコンテナは新品で購入するのか。耐用年数は幾らなのかお伺いしたいと思います。

それと、このコンテナ、同じものでもいろいろ数があると思うんですよ。どのコンテナにするっていうのは誰がこれ決めてくるんですか。それ、業者任せなんですか。

長尾総務企画課主幹

この海上コンテナに関しましては天塩町とそれから豊富町の方を研修に行きまして、これを見て大きさは勘案して決めております。

このコンテナなんですけれども、新古品ということで今回購入をしております。

新古品の具体的な内容につきましては、一度海上輸送したという物で、2回、3回使用したものではありません。1回だけ海上輸送したというもので新古品という呼び方をしておりますので、なるべく新しいものということで、価格を抑えてということで購入をしております。

あと耐用年数なんですけれども、この耐用年数に関しては、具体的なところは確認しておりませんが、使っていく中で当然劣化していきますので、扉部分のゴム、パッキンですか、そういったものは逐次、劣化した際に交換をする必要があると。あと、塗装部分につきましても、今回銀色で改めて防錆塗装と、それから銀色の塗装します。幌延町の備蓄倉庫という文字も入れます。

塗装部分もいずれは劣化していきますので、劣化した時点で確認をして、また塗装を施す必要があるかというふうに考えております。

齋賀委員

分かりました。これがいつまで使えるか分からないんですけども、維持費っていうのはどのぐらい年間見るんですか。

長尾総務企画課主幹

維持費につきましては、劣化の具合によってということで、毎年、一定の維持費を掛けようというふうには考えておりません。

劣化の具合を見て経費を要求したいというふうに考えております。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(齋賀委員「はい」)

はい。ほかにありませんか。

深澤委員

今のちょっと関連に近いんだけど、このコンテナというのは、2段、3段と積み上げはできないんですか。

長尾総務企画課主幹

海上コンテナですので積み上げは可能ですが、積み上げてしまうと下ろしたり入れたりする際に非常に不便になりますので、積み上げは考えておりません。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

西澤委員

先ほど総務企画課長の説明ですと、設置してみてどれぐらい入るかとかっていうところも検討したいということだったんですが、この設置場所でいうと、例えば、その想定として、これから3棟、4棟増やす想定があるのか。若しくは、そうじゃないと。ここの場所としては、コンテナ置いても1棟しか建たないのかなというふうに思うんですが、その場合、どこまで増やそうと考えているのかで設置場所ってちょっと考えていかなくちゃならないのかなというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

早坂総務企画課長

まさにそのとおりだと考えております。

ただ、先ほどもちょっと御説明させていただきましたけども、役場敷地内にあれば確かに有効性といいいましょか、それはあると思いますけども、ほかにも避難所というものはありますので、例えば体育館であつたりだとか学習センターであつたりだとか、そういった所に防災備蓄庫をまた新たに設置するという考え方もできるのかなというふうに考えています。

ただ、役場の敷地内となりますと、さすがにちょっとほかにも建てる場所というのが限られてくるのかなというふうには考えておりますが、今、同時並行的に進めているその拠点の整備の設置場所ですっていうか、そちらも考え合わせながら、その辺りは、今後、どの程度設置していくのかということとは進めていかなければならないなというふうには担当では考えております。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(西澤委員「はい」)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、「防災備蓄庫整備事業について」の件は以上とします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

次に(2)保健福祉課所管「社会福祉法人幌延福祉会特別養護老人ホームこざくら荘における職員等の処遇改善加算について」説明をお願いいたします。

島田保健福祉課長

社会福祉法人幌延福祉会特別養護老人ホームこざくら荘における職員等の処遇改善加算について御説明いたします。

国はこれまで介護の現場で働く方々の処遇改善に向けて介護職員処遇改善加算、介護職

員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算と３種類の処遇改善加算を進めてきました。

これらの加算要件としては、例えば任用要件と賃金体制の整備、研修の実施、昇給の仕組みを設けるなど、職場環境や業務改善に係る取組の実施を求めるもので、特別養護老人ホームこぞくら荘においても、この加算を受けるべく加算要件に係る各取組を実施してきました。

今般、国は令和６年６月から、先ほど申し上げました３種類の処遇改善加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算として事務負担の軽減や柔軟な事業運営を可能としました。また、令和６年度の介護報酬改正では一本化と併せ、加算率の引上げも行っております。

これら処遇改善加算の改正や賃金改正については、福祉や介護職員の人材確保を更に推し進め、介護業務に直接従事する職員の安定的な処遇改善を目的としているものです。

それでは、この度の処遇改善加算等の詳細について、担当より御説明いたします。

清水保健福祉課社会福祉係長

それでは、お手元に配付させていただいております資料により、御説明させていただきますと思います。

こちらの資料、順番に説明したいと思います。

まず、処遇改善加算とは、介護サービスを行う職員の待遇を安定させ賃金を向上させる目的で設けられた加算制度で、介護業界の人手不足を改善するために優秀な人材を確保し、長期間働ける環境を整備することに導入されました。介護職員の給与の増加、職場環境の向上による定着率の向上が目的とされています。

処遇改善加算の種類は、先ほど島田課長の方からも話ありましたが、３種類ありました。

一つ目が処遇改善加算といい、介護職員の賃金アップを目的とした加算で、対象は人員配置基準上の介護職員のみです。

二つ目が特定処遇改善加算といい、こちらも職員の賃上げを目的とした加算で処遇改善加算に上乗せして算定され、対象職員も拡充されています。

三つ目がベースアップ等加算といい、月額賃金を引き上げるための加算です。

令和６年６月から福祉介護職員の人材確保を更に推し進めることを目的とし、これら加算が一本化され、福祉介護職員等処遇改善加算となりました。

これらの加算を取得するためには、資格の取得に応じて昇給する仕組みなどを整備するキャリアパス要件と賃金改善以外の処遇改善の取組を実施する職場環境等要因の二つを満たし、毎年報告が必要となってきます。

次ページを御覧ください。

こぞくら荘では加算制度が創設される都度、要件を満たすための環境整備を行い取得してきています。

加算収入については、職員に対し一部手当として支給し、残りは大部分を収入で受領し、昇給、賞与に充ててきました。下記の表は、加算収入と支出の状況です。

令和４年度、５年度につきましては実績、令和６年度については当初の予算です。

例えばですが、令和５年度では加算収入１，４９９万７，３６０円に対し手当支出１７０万円。差額１，３２９万７，３６０円については昇給、賞与に充てています。

令和6年度予算においても同じような考え方となっております。

次ページを御覧ください。

令和6年6月以降の処遇改善加算の改正によるこざくら荘における今後の支給方法についてですが、これまで昇給賞与に充てていた部分を国の方針同様に全額手当等として支給します。そのことにより職員の収入増となり、現職員のモチベーションの向上につながり、長く勤務する意欲、つまり退職者の減少にもつながるほか、新規職員獲得に対しても大きな武器となります。

支給方法ですが、全部で三つです。

一つ目は夜勤手当で、現在1回3千円の手当に更に6千円の加算。夜勤1回につき9千円となります。

二つ目がベースアップ加算手当で、全職員一律2万円です。

三つ目が特定処遇改善加算手当で、勤続年数及び資格の有無により額が変わります。

これら手当を実施することによる職員の収入変化ですが、例えば10年以上勤務している有資格者が月7回夜勤したと仮定した場合、月8万2千円、全額9万8千4百円の増となります。

次ページを御覧ください。

今回の支給方法変更による補助金の違いとなります。

令和6年度当初では、処遇改善収入を足した上で7,370万3千円の町補助額を見込んでおりましたが、今回の改定及び報酬改定等を反映した場合、町補助金が8,653万6,135円となる見込みとなり、当初と比較し1,283万3,135円増額となり、9月に議会にて1,283万4千円を増額予算計上予定となります。

以上で説明を終わります。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問ありますか。

齋賀委員

説明聞いてちょっと2、3ちょっと分からない点があるので、お聞きしたいと思うんですけども、例えば2ページにある加算制度が創設されたときに、加算収入については直接職員に配分するのではなく、その職員は恩恵を受けてなかったというふうに説明書いてますよね。なぜこれ直接職員に配分しなかったんですか。そして、何でその恩恵を職員が受けられない状態が今まで続いていたんですか。

清水保健福祉課社会福祉係長

私の方でも詳しく状況というところは把握できていないんですけども、元々の加算というものが月額賃金のベースに対してっていうところで、その加算を使うことで昇給というか月額賃金等が増えればいいっていうところで当初の制度の目的がありましたので、直接手当とかっていうことではなくて、月の賃金の方にちょっと上乗せした形でっていうことで一応対応してきたっていうことで伺ってはいたんですけども、今回の報酬改定では賃金の方に充ててやるのではなく、直接的に手当としてきちんと反映して分かるようになっていうことで、ちょっと変わってきたっていうところもあるので、今回はそういうふうに

変えてきたってということで話は受けております。

西澤委員

そもそもの説明をしてほしいんですが、例えば、国保診療所も一般会計から繰入金を入れています。そういった意味では、診療所単体では経営が成り立たなくてという話です。こざくら荘も、そもそも、こざくら荘単体では経営が成り立たないのかが一点。それと、この加算部分については、基礎自治体が負担をしなければならないというふうになっているのか、その辺はどうなんですか。

島田保健福祉課長

今のこざくら荘の現状でいくと、今後は、赤字部分については町の方で補填していかなければならないような状況だと僕は思ってます。

結局、職員数も数増える要素もないし、現状では単体での経営っていうのは難しいだろうなというふうに思っています。

それともう一点。今、清水係長の方から説明した処遇改善の手当については、全てこれは町の方での補助ではなくて、これは国の方から来るものなので、そこで職員の赤字補填分の給与分だとか、そっちの方が町の方の補助が出るっていうような形になってくるということですね。

西澤委員

その辺の説明というか、その辺の仕組みが見えないと、全部町が負担してるというふうな勘違いがされるかなというふうに思うので、同僚議員がよくこざくら荘の経営に関してはいろいろ改善がっていう話はよく出てましたけれども、施設自体の仕組みがもう決まっているので、入ってくる収入、それと職員の数ということで、今後はそういったふうな目で見ていかないとならないというふうに感じましたので。意見として、以上です。

齋賀委員

それで、そういうふうに、今、分けるということだったんですけども、職員さんの間でこれは問題だとか、こういうふうにしてほしいだとかっていう要望がきつとあると思うんですけども、今回のこれをするによって職員皆さんの要望が叶うことになるんですか。それとも、職員さんの方で、もっとこういうふうにしてほしいという大きな要望があるんだけど、それより先にこっちの加算の方を先にやるよというふうになるんですか。お伺いしたいです。

島田保健福祉課長

これまで、こざくら荘については、いろいろと経営改善を図るために種々検討がされてきて、実際に給料の見直しなんかも過去にやられてるっていう経緯はありますよね。今までの処遇改善加算の取扱いについては、国の方としても一部昇給と一部手当に充てて、残りについては昇給と賞与の方に振り分けて充ててるというようなことでいいよみたいな書き方なんです、過去のやつは。なので、そのように、この2ページ目でも出てくるんですけども、例えば、4年度のやつだと、収入で1,400万あります。処遇改善手当で170万充てています。残りの1,300万については昇給や賞与に使用している。いわゆる、そこに使ってもいいよっていうような流れなんですよ。けど、今回については、これだけ介護の人材が少ない。それでいて職員の採用もなかなかできないということで、

国の方としてもこの処遇改善加算については手当として支給しなさいよというふうになってきている。それは、人材確保、あとは現場で働いてる方々の離職をできるだけ防ぐっていうのが目的だと思うんですけど、なので、今回については前にやっていたその給与の見直しについては職員の方々もいろいろと考えもあると思うんですが、今回の手当が、処遇改善加算が全額その手当の方として反映されることに関しては、こざくら荘の職員の方々も安堵してるというか、良かったというふうに思っているというふうには施設長の方からは聞いてはいます。

齋賀委員

分かりました。

3 ページに効果として、3 番目に新規職員獲得に際し大きな武器。この武器っていう言葉がいいのかどうか分かんないけども、やっぱこれ武器というふうにするよりはPR効果とか何かそういう方がいいんじゃないかなと思うんですよね。細かいことなんですけども。

それともう一つは、この例えということで説明があったんですけども、有資格者10人以上の場合はっていうことがあったんですけど、今の課長の説明とか今までの説明でも、なかなか新規職員を獲得難しいとか、すぐ辞めてしまうとかっていうんであれば、ここ10年じゃなくて、幌延の場合はもう3年とか5年以上勤めた場合このようになるよっていうふうにはできないんですが。これ10年勤めるということは、なかなか大変なことだと思うんですけど、どうですか。

清水保健福祉課社会福祉係長

少し勉強不足ではあったんですけども、国の方で資格を持った場合ですとか勤続年数に応じて、ちょっとそこの率っていいですか、そこを変えるようなことでの話がきてるので、そこに10年っていう決まり切った文言があったかどうかはあれなんですけど、ちょっとそれを踏まえて、こざくらでもきちんと反映させてきているっていうところで、ちょっとすいません、今回は御理解いただければと思います。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

植村委員

この度、待遇改善ということで、処遇改善ということで、給与体制にするということなんですけども、以前、こざくらの給与体系というのは、確か、役場職員と同等の給与体系で見られたと。それが、こざくらの収支の圧迫につながっていったということで、途中、改善をし、職員が不利益にならないように、その差額の部分を各年にわたって補填して、これは2、3年前ですか、それが終わったという形になってるんですけども、今回のこのベースアップっちゃうか給与によって現行の公務員の給与との差額っていうのはどの程度になるのか、できればちょっと聞きたいんですけど。

島田保健福祉課長

申し訳ありません。ちょっと現状の役場職員、例えば、地方公務員の給与と今のこざくらの給与体系との比較っていうのが、今、していないんですけども、今回の処遇改善加算については、あくまでもその手当の方を手厚くということなので、そちらの方が、さっき清水の方からお示したとおり、数字が結構上がるんですよ。そういうことでは、今

の職員の勤務体制並びにその職員のやる気については、今回の6月以降の処遇改善加算について手当で反映されるということは職員にとっては大きな収入増にはつながるのかなというふうに思いますし、やっぱり、その職員の中でも給料に対しての不満というのは無くはなかったって話もちらっとは聞いてはいるんで、今回の手当についても職員にとってはやる気というか、そっちの部分ではプラスになるのかなというふうに私自身は考えてます。

さっきの齋賀議員の方からお話のあった大きな武器っていう話がありましたけど、結局、こざくら荘の方に聞くと、例えば、ハローワークなんかですとか専門学校なんかですとか求人を出すときに、学校なんかにもちょっと聞いたんですけれども、求人を出すときに1番最初に目が行くのが給与だっていうんですよ。誰でもそうだと思うんですけど。そこでまず、こざくら荘さんについては、もうその時点で天秤にも掛からないような状態で今まではあったということをおっしゃっています。そこで、やっぱり、他の施設の求人なんかと比較すると、手当等を含めた形での月額給与等を比較されると、他の施設とも同等ぐらいにやっとなってきたのでということは話はしました。

給料が上がれば職員が増えるのかって言われると、なかなか難しい部分もあるのかなと思うんですけども、取り敢えず今いる職員がこれ以上離職しないようにしなければならんと思いますし、町内にこざくら荘という施設があるということで、あと実際にサービスを受けてる方がいらっしゃるということを考えると、これ以上のサービス低下はしてはいけないことなので、そういうことを踏まえると、今回の処遇改善加算については職員の方の離職を少しでも少なくするという意味では良かった部分なのかなというふうには思っています。

植村委員

運営者でなくて利用者にしてみれば、やはりそういうことの職員の待遇改善することによって、より一層、施設の利用しやすい、サービスの受けやすい施設にしていだけるということが一番大事な事かなと思っております。

逆に運営者にすれば、今まで一生懸命、黒字化にならないまでも、それに近づけるということで、いろいろ改善をしてもらってきいてた、なかなかそれが現実としてこの数字を見てると、現実としてそれが効果をしてこなかったということもあるんですけども、やはり、昨今になって職員の成り手不足というのは本当に大きな問題になってきて、そんな数字の話ばかりしてられなくなってきたというのが現状でないのかなと思っております。

これを機に、ぜひ、安定した職員の確保と経営の改善を更に目指してほしいなというふうに思っております。

清水保健福祉課社会福祉係長

先ほどの10年のお話頂いたと思うんですけども、私の方でこの資料も確認しまして、キャリアアップ要件の一つとして、経験技能のある介護職員に対してっていうところを一つ基本としていて、その基本が10年以上ということで明記されているっていうところがあるので、こざくらさんでもそのように設定しているというところですよ。

西澤委員

福祉介護職員の人材確保を更に推し進めることを目的に各種加算一本化ということになっているんですが、今回はこざくら荘の職員になっていますが、福祉会は北星園を運営し

ているので、今後、福祉という意味では、北星園の職員に対してもこういうことが行える可能性があるのか、その辺はどうなのか。あと、福祉会の中で北星園に勤めてる職員とこざくら荘に勤めてる職員のこの格差が生まれてくるのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

清水保健福祉課社会福祉係長

北星園の障がいの方も、この介護のこざくらさんと障がいの方として、この加算の方は取得してきています。

福祉会の方では、北星園は北星園の方で独自に作りまして、今まで配分を行ってきたところになるので、今回の改正に際しても、それに合わせて障がいサイドは行っているってような状況です。

賃金体系とかっていう方については、確かにいろいろ私の方でもお聞きはするんですけども、そこは法人内でのやり取りになるので、こちらの方からは特に今のところは言っていない状況になります。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

いいですか。

無かったら最後に一つ聞きたいんですけど、私はこざくら荘に対しては最初から、要するに補助金だんだん、だんだん増えてきて、施設側も、要するに係長方の答弁によると改善させているんですかって言ったら、させてます、要望してますって言って、これ今、職員の改善で約1,300円のまた補助金を町から出すと。本当に俺から言わせれば、これがなければならぬ施設だっていうのは分かるんだけど、職員の改善をしても企業が改善なさっていかないと、これからもまだ補助金を出していかないと駄目、ずっと出していかないと駄目だと思うんですね。

その辺はどのように、何ていうか福祉法人の方では考えているのか、それちょっと聞きたいんですけど。

島田保健福祉課長

ちょっと先ほどの答弁とも重複する部分はあるとは思いますが、経営改善に掛かる部分については過去にもいろいろと種々検討されていて今があるのかなというふうに思っています。これ以上、こざくら荘の経営内容について、どこを削ってどういうふうにすれば町からの補助金、赤字補填部分について減らすことができるのかっていうのは、現状では難しいのかなというふうに考えています。

後はサービス収入をいかに増やすかっていうことになってくるのかなというふうに思うんですが、入所されている方々が、今、40床のうち39床が埋まっている状況です。

あとデーサービス、ショート、この辺については、予算上ではこれだけの利用があるだろうというふうにはなっているんですけども、それは蓋を開けてみなきゃ分からないっていう部分ではあります。

直接は関係ないのかもしれないんですけども、国の方としてはできるだけ介護を利用する高齢者の方々を少なくするために、いろいろな事業を各自治体で行って介護を受ける

方々を減らしましょうということを言っている部分があって、片や、こういう施設を持っている担当課としては、こざくら荘の利用が少なくなると、だんだん、だんだんそういう自治体としての赤字補填が増えてくるっていう、とても反比例なことをやっているなど僕は思いながらもやってるんですけども、後はもう繰り返しなんですけど、例えば、利用料金の見直しだとか、そういうことがまず一番最初に検討しなければならない材料なのかなというふうに思っています。

佐藤委員

今、島田課長がおっしゃったとおりかなと思って、企業と同じで、40床あるうち、やっぱり、稼働率。稼働率って言ったら変ですけど、実際この僕もこれも今やっていて、経費たって、相当こざくら荘の職員も努力されて、経営改善どうのこうのと言われて、いろいろやってるんでしょうけど、これ、そもそも論になるんだろうけど、今のペイするんだったら何人。だって40人しか入らないもの、満杯にしてみても経営改善して努力せよって言ったって、合うのか合わないのかということになっていくんだと思います。会社と同じで。

これだから、あと経費削るしかないだろう。それと利用料金を上げていく。これしかもう、経営改善して採算合うようにしていけって言っても、これはもう大変難しい問題なってくるだろう。

この40床、何で僕もよく分かんない。40床にしたのか。じゃあ最初から何十床建てたら採算合うこざくら荘だったのか。ここにいかないと、今、その話してもしょうないんだろうけど、じゃあ40人入って今の利用料金を頂いて、施設の人たちが一生懸命、無駄なものを努力しながら、電気もあちこち消したり、いろいろやっても合わないんだと思うんだよね。これだから。だから、やはり、こういうふうに町も出してやらなきゃならん。毎年なってく。少しずつ上がっていくんだろうけど、ここんところ、よく検討していかないとこの問題っていうのは毎年出てくるのかな。

いずれ、これは我々もお世話になっていかなきゃならん。やはり、これは、もう当然、職員の皆さんにも気持ちよく仕事してもらわなきゃならんわけだからね、だから、こくら辺の根本的なことを考えていかないと、なかなか、これ、今、取りあえず1,300万近い金を出して行って、取りあえず、もっといろいろ考えていかなきゃならないのかなと、なんか、よく分からない質問してるんですけど、そこら辺のどこ、課長どうなんですか、これ40人きちっと入れて、今の利用料金でやってって合わないわけでしょう、これ、（聴取不能）になってからね。じゃあ、あと、どうしたらいいのかということになっていくんだろうから。だから、それを経営改善せよ、経営改善するといっても、こざくら荘もこれ、どういうことになってるのかなと思ってはいるんですけど、皆さんの意見も伺いながら、私の意見はただそれだけです。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

答弁の方はいいですか。

（佐藤委員「いいです」）

無量谷委員

こざくらに関して、ちょっと聞きたいんですけど、今、介護度が上がって、なかなか寝

たきりの人が多いってというような形で聞いてますけども、ある程度、機能回復する職員というか、運動機能が低下して、なかなか歩行困難で、一度入ってしまうと完全に寝たきりになってしまう施設利用者がなってくるというような形があるかと思いますけども、そういう中で、運動機能を回復するための職員ってというか、そういう介護するような認定できないのかなって感じがするんですけど、少しでも歩く、歩行を重点的にできるようにできないものかなって感じなんですけど。利用者からも町民からもそういうふうな寝たきりになっちゃったんだよなっていう感じであるんですけども、その辺、今後の方針みたいな感じなんですけど。

清水保健福祉課社会福祉係長

こざくらさんの方に入って、なかなか運動の方がとかっていうことで、歩行がと、今、お話があったんですけども、こざくらさんの方でも、余り寝たきりにならないように、日中は職員さんが車椅子の方に誘導してデイルームの方で過ごしたりとか、何かをやったりっていうことのお話の方は聞いてます。

ほかに機能というふうになりますと理学療法士さんとか作業療法士さんを今度は雇って、そのスタッフを配置してっていう話にはなってくるとは思うんですけども、そちらの方でやっていっていただけたらということで、きっと提案とかはできると思うんですけども、あとは、他の介護士さんと同じように来ていただけるかどうかっていうところになってしまっているので、ちょっとそちらの方は、できればそういうふうになっていただけるといいとは思うんですけども、実情としてちょっと達成できるかどうかっていうところは分からないので、一応お声を掛けていこうかなというふうには思います。

無量谷委員

将来そういうような形で、やはり特殊な介護っていう部分もありますけども、ある程度、機能回復をもう少し寝たきりにならないような考え方もあってもいいんじゃないかなと感じがします。よろしくお願いします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

処遇改善に対しては、よろしくお願いします。

それと、法人に対しての処遇改善の方もよろしく御指導をお願いいたしまして、何もなしですので「社会福祉法人 幌延福祉会 特別養護老人ホームこざくら荘における職員等の処遇改善加算について」の件は以上とします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

次に、(3) 住民生活課所管「地域コミュニティ形成事業関連予算案について」の説明をお願いします。

村上住民生活課長

それでは、地域コミュニティ形成事業関連予算案についての説明をさせていただきます。先月14日開催のまちづくり常任委員会にて、本事業の進捗状況や今後の展開等につい

て御説明をさせていただきましたが、地域運営組織の役割を担うNPO法人ミナといかんが設立され、現在は北海道において設立認証申請の審査が行われている段階で、順調にいきますと来月末までには認証され、登記をして法人成立となる見込みであることから、地域運営組織への運営支援や地域運営実験拠点の改修などに係る予算を6月定例議会にて上程させていただきますので、その概要について地域対策担当の山下課長補佐から説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

山下住民生活課長補佐

それでは、資料に沿って地域コミュニティ形成事業関連予算案について御説明させていただきます。

今回の説明の流れなんですけれども、まず1. で予算案の概要を御説明させていただきます。そして、2. 3. で、それぞれの予算案の細かな内訳に関しまして、運営費補助と支援業務の委託の内容でございます。4. で今後の町の取組の予定について御説明をさせていただきます。

まず、1. 予算案の概要でございます。

平成31年度から集落支援対策として取組を進めてまいりました地域コミュニティ形成事業でございますが、これまで形成を目指していた地域運営組織が4月16日にNPO法人の形態で設立総会が開催される運びとなりまして、現在、北海道の認証手続きを経て法人格取得と実働を予定している段階にまいりましたので、その運営経費と地域運営実験拠点改修経費等につきまして、6月定例会におきまして予算案として提出するべく、その内容を御説明させていただきたいと思っております。

2. 地域運営組織運営関連経費でございます。

こちらは当初予算でも計上していた事業でございますが、予算の事業名は集落支援活動運営事業、こちらの事業の中への追加ということでございます。

(1) といったしまして、地域運営活動支援事業補助金、仮の名称でございますけれども、法人の運営費の補助でございます。こちらは令和7年度以降の全町的に適用を予定している地域運営組織への支援体制構築に向けた運営経費等につきまして、試行的に地域運営活動支援事業補助金、仮でございますけれども、として支援して、地域運営組織に必要な経費の検討整理、検証などを進める予算でございます。

なお、今後、補助金交付要綱等を整備予定でありまして、補助金は概算交付と実績に応じた精算方式を想定したものとして制度設計を進めてまいりたいと考えております。

下の表に補助金の内訳の方を掲載してございます。左から項目、真ん中金額、右備考となっております。こちらの項目の部分なんですけれども、こちらの項目はあくまで町の一般会計の予算区分に当てはめた場合の歳出の節ごとに分類しております。しかしながら、補助金として一括して支出する予定でございますので、節としては18節の補助金ということになります。

内訳といったしまして、人件費107万9,100円、こちらはボランティアの手当や報酬等でございます。報償費27万円、こちらは講師等の謝礼経費でございます。旅費53万6,160円、こちら各種研修会の受講、あるいは事務会計手続のための出張経費でございます。需用費80万6,239円、こちらは、封筒や名刺等の印刷製本費、あるいは

事務用品図書等の消耗品費、修繕等の経費でございます。役務費 97 万 5,083 円、こちらは電話等の通信運搬費、そして NPO 法人としての活動を行うに当たっての団体保険、ボランティアの保険や賠償責任保険等でございます。また、適切な NPO 会計を処理していく上での税理士等への手数料でございます。使用料賃借料は 61 万 6,169 円で、こちらは作業車両等の借り上げ、NPO 会計基準に即した会計ソフトの導入、サーバー等の経費でございます。備品購入費 28 万 5,031 円、こちらは必要な備品といたしまして、書庫金庫等の整備でございます。負担金等 18 万 900 円、こちらは加入する団体の会費、町内会費、あるいは各種講座受講料等でございます。合計しまして、474 万 8,682 円で、予算の計上額は 474 万 9 千円となります。

続きまして（２）地域運営活動支援業務でございます。

こちららも仮の名称としておりますが、地域運営組織が取り組む地域維持に必要な機能の提供に係る事業であったり、あるいは町で抱えている地域活動等の委託等を想定しておりまして、地域運営組織が担える活動のそれぞれの取組をまとめて、一括して地域運営活動支援業務として委託をしてまいりたいと予定してございます。

なお、取り組む事業により、受託の基本額と稼働に応じた加算額で積算し、概算交付と加算額については実績による精算方式を想定して制度設計をしてまいりたいと考えております。

費用の内訳でございますが、下の表でございます。

左から各取組、金額、備考でございますが、各取組といたしましては、法人が予定している住み続け支援の一つといたしまして地域交通、こちらは 40 万 7,795 円でございます。地域デマンド交通やお出かけ支援等を想定しております。また、日常生活支援として 57 万 1,240 円、こちらは草刈りや除雪、買物等を想定してございます。公共空間等の管理につきまして 160 万 5,630 円こちらは公共施設や拠点等の管理でございます。交流教育事業といたしまして 55 万 8,536 円こちらは地域の団体や行事の支援、あるいはサロン活動、見守り活動の経費でございます。合わせまして 314 万 3,201 円でございます、予算の計上額は 314 万 4 千円を予定してございます。

次のページをおめくりください。

３．地域運営実験拠点改修経費でございます。

こちらは予算事業名が新規計上でございますが、地域運営実験拠点改修事業としてございます。

以前から問寒別市街地の空き家の利活用として取得しました建物を地域の居場所として活用し、本格的な地域運営拠点に必要な機能を考え整理し、地域運営を学ぶ場とするため地域運営の実験拠点として改修していく経費でございます。なお、改修に関しましては、構造ですとか床面積などに変更はなく、仕上げ等の変更、つまり模様替えであるため、修繕発注を予定した積算内容となっております。

下の表で区分等を設けてございますが、まず建物の改修といたしまして 1,999 万 8 千円でございます。外構改修が 248 万円でございます。合わせまして 2,247 万 8 千円の予算案計上でございます。

建物の改修内容でございますが、まず、道路に面しました前面部分を板張り、窓を設置

することで内部のにぎわいを外から見えるようにする仕掛けを設置したいと考えています。また、道路に面した居室に関しては、土間を設置することで、市場としての機能と出入りのしやすさを確保し、にぎわいを創出し、それを外から見えるという構造にしたいと思います。

住民談話や事務スペースを確保し、地域団体の作業場、憩いの場を創出してまいりたいと思います。また、奥に和室が2部屋ございますが、タイルカーペット化しまして、地域運営組織や協力隊の事務所機能を事務室や執務室の機能を向上してまいりたいと考えてございます。また、機能の整理といたしまして、浴室は不要ですので撤去し、簡易水洗であるトイレに関しては、浄化槽化することにより衛生環境の改善を図ってまいりたいと考えてございます。外構改修に関しましては隣の町有地がございまして、こちらを敷砂利にすることで駐車場化をしてまいりたいという経費と除雪作業等の効率化を目指しまして、立木等の抜根を予定してございます。

4. 今後の取組予定でございます。

令和6年度は、町としても地域運営組織に対してどのような支援が必要になるか地域運営組織の実際の運営を通してノウハウを蓄積して、今後、全町に適用できる恒常的な支援措置制度を構築していく予定でありますので、その準備段階という位置付けでございます。

今後想定される支援の仕組みは、次の(1)(2)のとおりですが、実際の運営によっては想定に過不足が生じる場合がございますので、柔軟に仕組みを考え変更しながら制度設計を検討してまいりたいと考えております。

現在想定されている今後の関係条例等が(1)でございますが、地域運営組織の位置付け等に係る条例等の整備を検討してございます。更に地域運営組織に対する支援措置等に関しまして、各種規定等の整備が必要であるという想定でございます。更に(2)でございますが、想定される地域運営組織に対する支援内容等でございます。

まず1. で運営費等に対する一括交付金でございます。こちらは2. で御説明いたしました今年は暫定的に運営費の補助を行いますけれども、後は運営費等に関しまして、一括交付金化ということを進めてまいりたいという想定でございます。

その他、支援措置に対する補助金などを併せまして、財政的な支援のメニューを検討してまいりたいというものでございます。更に、地域おこし協力隊の人的支援の措置や町有財産等の使用貸借に関しましての支援措置、こういったもののスキーム作りも進めてまいりたいと考えております。

こうして、令和7年度の全町恒常的な支援体制構築のために、令和6年度は地域運営組織にどのような支援の仕組みが必要になるかということを実験的に試行的に取組として支援しながら検証を進めて恒久的な制度設計を図っていききたいとするものでございます。

以上が、地域コミュニティ形成事業関連予算案についての説明でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

ただいまの説明について何か質問は、ありませんか。

深澤委員

前回の説明について、これで2回目の説明なんですけど、中身について今回初めて提示されて、聞かされたんだけど、どうも1回ぐらいで納得いくような内容でないんで、ちょっと質問させていただきます。

今の説明では6月下旬頃に法人化の認可がおりるという説明がございましたよね。にもかかわらず、この予算案だけ先に計上されたら、もしですよ、認可されなかったらどうするんですか。まずこの点から一点聞きたいと思います。

山下住民生活課長補佐

今、北海道の認証申請の手続をしております、早ければ2か月以内という、来月ということですので、7月末までには、その可否というのが判断されるのかなと思いますが、NPO法人としての法律上の不備があるかどうかということの認証ですので、何かその適切性とかというよりは、法律に沿って規約等が整備されているかどうかの形式的な審査というところがございますので、よほどのことがない限り不認証ということはないんだろうというふうに考えています。

もし、何らかの不備がある場合は指摘がございまして、それに対する補正書等の提出をすることで認証に進むというのが原則的な流れになっておりますので、認証されるであろうということを前提としております。

しかしながら、NPO法人格を取得するという前提での予算の設計ではございますが、法人格を取得しなかったとしても、任意団体としても、こうした支援措置というのは可能なのではないかというふうに考えておりますので、今回6月の定例会におきましての予算案の上程という流れでございます。

深澤委員

認可の部分については、ある程度、理解はしましたが、この金額の予算案を見させていただいたら、もうほとんど町頼りだよね。行政頼りでやってる予算ですね。下の方にある支援業務の中に収入源ですか、草刈だとか地域デマンド交通だとかって項目ありますが、この草刈、除雪、公共施設の管理なんか、今までは民間の業者にやっていただいたんですよ。これを言葉悪いですけど取上げてまで、この法人格に事業を提示さすっちゃうのも、これ業者もきちっと納得した上の、この事業計画なんですか、これ。

山下住民生活課長補佐

地域運営活動支援業務の委託内容のメニューに関しまして、日常生活支援ということで、草刈ですとか除雪ということで例を挙げております。

これまでNPO法人設立に向けて準備会等で構成員の方たちが、いろいろな事業計画に関して揉んできております。そして地域の課題等も把握した上での事業計画立てということです。

前提としては、地域でできること、あるいは地域の事業者でできることは地域の事業者にやっていただいて、地域内のお金の循環を維持していこうというのは基本的なスタンスとして持っております。しかしながら、地域の事業者で今こういった、これまでサービスとして提供できていた部分ができなくなっているという現状があって、こうした事業が始まっておりますので、そこがなくなっている部分をフォローしていこうというのが、このNPO法人のコンセプトの一つになっておりますので、ここは、あくまで取り合うと

いうことではなくて、地元の地域の皆様にできている部分は、それはそれでしていただきつつ、できない部分をフォローしていくという部分での委託業務でございます。

深澤委員

こんな小さい町ですから、仕事を取ったとか取らないという揉め事が起きないような事業展開に向かってほしいのと、それから、支出の方ですよね。支出で町の予算案では474万8千円、これ、総事業費として幾らなんですか。これを町が補正予算を組むんですか。これ全額、これだけの経費っていうこと。この法人格の支出の部のところは。

山下住民生活課長補佐

474万9千円に関しましては運営費の補助ということを想定しておりまして、こちら、補助金を支出したのに対して、NPO法人の方で収益として上げていくという形にはなりますが、それが全てかと言われますと、NPO法人の方でも、あるいは会費を取っていたりですとか寄附金を頂くというような自主財源の部分等がございますので、イコール、この金額がNPO法人の収益だけではないというものでございます。

深澤委員

総額いくらなんですか。だから、この部分。

会費も全部、充当して、総額いくらになるんですか、この経費の分は。

山下住民生活課長補佐

すいません。ちょっと今、NPO法人の方の活動予算書の方を、手持ちの資料を持ってきていないんですけれども、NPO法人の認証申請をする上で6年度と7年度の活動予算の予算書案を書類として提出しておりまして、これは町の予算とは関係なく法人として計上している収入というものがございまして、この金額ではなく1千万単位の金額での計上ということでございます。

深澤委員

その分を見せないでね、町の補正だけね、見せられてさ、そうですかっていうことには、私どもは納得できないんですよ。

総額いくらでね、負担して足りないから助成を頂くんだっていう、そういう視点だったらまだしもだよ、あたかも何も全額ね、町から引き出してさ、そんな企業に応援するところなんか、どこにもないですよ。

それと、この建物の補修ですよ。この中に、備考欄にいろんなことを書いていますよ。これ誰の考えなんですか。これ、NPO法人からこういう提案があったのか。して、この工事はどういうふうに工事するんですか。

山下住民生活課長補佐

令和3年度から始まりました、問寒本音トークという住民懇談会を開催してまいりましたけれども、その中で、いろいろ空き家の活用ですとか市街地のいろいろな活用方法を検討してきたと。その中で、令和4年度に空き家を取得して、改修して、そこを地域活動の実験的な拠点にしようという考え方がでてございます。こちらは、前回の委員会の方で説明させていただいております。その流れで昨年の4月春ぐらいから建物物件に関しての交渉を進めてまいりまして、ある程度の取得の目途というものが立ってきましたので、昨年10月にこの活用の仕方に関しまして、それまで懇談会で揉んできましたが、10月に実

際に建物を地域の住民の皆様に見ていただきまして、こういった使い方ができるのかと。あるいは、こういった使い方。今までの懇談の経緯を踏まえて、こういった活用の方法があるのかということを、意見を頂きまして、集約をしております。

こういったものを揉んでいきまして、更に今年の、ある程度、行政の内部の方でもその御意見を頂いた上での改修計画を検討いたしまして、4月の段階で、また住民の皆様に関しての追加の意見等を頂いた上で、このような機能が必要だということでの御提案頂いておりますので、それに沿った内容の改修の内容となっております。

工事に関しましては今後予算案の審議状況によりますけれども、予算頂きましてから発注に向けての進め方という予定でございます。

深澤委員

最後に一つだけ。以前にも私指摘しました、この事業に関しての協力隊募集は集まったんですか。それだけお聞かせ願いたいと思います。

山下住民生活課長補佐

地域おこし協力隊に関しましては、4月にお試しで体験していただく事業を実施いたしまして、それに応じていただいた方を5月20日付けで協力隊としての任用をしております。それで、元々の協力隊員を含めまして、現在2名で活動しております。

最終的には3名体制で事業を進めてまいりたいということで、もう1名の確保に関しましても、先月、お試し体験などを開催いたしまして、地域を知っていただく活動を行います。

応募して下さるように勧誘のようなところを、今、積極的に進めているという状況でございます。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

植村委員

補正予算の数字できているんですけど、このNPO法人が認可された時点で、国からの法人に対する補助金というのが、どのぐらいの割合で補助金化されるのか。

恐らく、今回出てきているこれ総額全部やっていると、建物の改修まで入れていくと3千万ぐらいになるんですけども、恐らく、この建物改修に関しては、これはNPOの補助の対象にはならないと思うんですけども、運営費等々の補助金っていうのはどれぐらいの割合で、事業費などに対する割合で補助金が交付されるのか、基本的にちょっとお聞きします。

山下住民生活課長補佐

NPO法人に対する補助といいますか地域運営組織に対する補助というようなとらえ方かと思うんですけども、国が地域運営組織に対する補助というものをしている措置は現時点ではありません。国の措置は無いですね。ただ、交付税措置の中に地域運営組織の形成に関しての経費ということで交付税の方に盛られている部分、あるいは、地域運営組織が行う高齢者の見守り活動を行った場合の特別交付税の措置というものはされております。それは、行った分に対しての見合いの措置というものがございまして。補助金とは別に、交付金というものが地域運営組織に対しての交付金というものがございまして、こちら、運

営費の補助、運営費に対する交付金ではなくて、資機材等の整備であったり、何らかの改修をするものに対する交付金というようなものでございますので、こちら、以前にも御説明したことあったかと思うんですけれども、令和7年度に向けていろいろなNPO法人として必要な資機材を購入したいという計画がございますので、そちらの方の財源として、その交付金を狙ってはいきたいという計画を立ててございます。

植村委員

よくね、過去にNPO法人という名称において、そういった、今言われたような資材等々の購入に関して不正な取次ぎが発覚したとかなんとかってということがニュースで耳にしているんで、どれぐらいの補助があるのかなと思って、今聞いたんですけども、そういった運営に、そのものに対する補助っちゃうのは別にないってことなんですか。

そういった必要資材というのかな、そういったものに対するものはあるんだけど、人件費等々の運営に対するものはないということ。

山下住民生活課長補佐

委員の不適切な補助金っていうようなところでいきますと、ニュースとして、話題としてあったということに関しましては地域運営組織とかNPO法人が、ある目的とかその補助メニューに沿った事業を行うというときに目的の補助というのはございます。

ですから、何かをやりたいので、こういう補助メニューがあるので申請するっていうことは可能だと思いますけれども、経常的な運営経費に対する補助というのは申し上げましたようにないというような状況です。

植村委員

分かりました。

ということは、今後もこのNPOの活動に関しては、恐らく、会費や寄附金だけでは、それから、NPOの事業費だけでは会の運営ちゅうのは大変だということで、町からの助成を入れながら、その助成の仕方というのもコミュニティ事業等々の中から出てくるんだと思うんですけども、そういった形の中で、このNPO法人の活動支援をしていくという考え方でいいんですね。

山下住民生活課長補佐

こちらに関しましても、前回少し御説明したかと思うんですけども、国のいろいろな支援措置というものはほかにありますので、例えば、地域おこし協力隊に関してはいろいろな集落支援に関しても交付税の措置があるというものがございますので、そういった制度を活用しながら、町として財源を確保して、それを支援の財源として充てていくという考えでございます。

植村委員

最後に、今までもこのコミュニティ事業に関して協力隊員が活動する事務所等々を民間に委託してやってきた。それは、もう、今年度でちゃらにして、新しい、ここで全部、事務所を拠点として、その方々を拠点としてやっていくという考え方ですよね。

山下住民生活課長補佐

旧事務所に関しましては、長期継続契約で令和7年の3月31日までを契約の終期としてございましたけれども、いろいろな諸手続を踏みまして、今月末をもって契約の満了と

というようなこととなっておりますので、6月以降、7月以降に関しましては、専ら今の新しい事務所の方での活動ということを想定しております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

ないようですので、「地域コミュニティ形成事業関連予算案について」の件は以上とします。

13時まで休憩にします。

(11時56分 休 憩)

(12時58分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

次に(4)教育委員会所管「幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について」の説明をお願いします。

青木教育長

それでは、よろしくお願いします。

幌延町中学校区小中一貫教育について進捗状況ということで御報告いたします。

まず、体育大会運動会、出席いただきましてありがとうございます。この場を借りてお礼したいと思います。

問寒別は今度の日曜日ですね。私がおじゃましますので、よろしくお願いします。

それでは、5月14日以降の常任委員会の、それ以降の小中一貫教育について進捗状況報告します。

まず、5月21日ですけれども、火曜日、幌延小学校で令和6年の第1回目の幌延中学校区小中一貫校教育検討部会、これを開催しまして、委嘱状の交付と今後、基本設計の策定に向けて、特にハード面での意見を頂くことを依頼しております。

今後の動きですけれども、明日、6月7日、先生方集まって小中交流会を行いますので、開校準備に向けての、今度、教育課程、教育計画の方、編成の協力をお願いしたいと思っております。

その他の検討部会とか、あと保護者、地域住民、子供たちへの説明会、また開催していきますので、今後も引き続き委員の皆様には、常任委員会ごとに進捗状況を報告していきたいと思っております。

続いて、次長の方から説明あります。

伊藤教育次長

私の方から先日お話ししておりましたプロポーザル選定委員会の委員が決まりましたので、その御報告をさせていただければと思います。

要領の中で10名以内ということであつてございまして、学識経験者等をこの度委嘱させていただいております。

表の方、資料として付けてございまして、まず1段目ですけれども、植松武是氏でございます。こちらの方につきましては、北海学園大学の教授で工学部長をされてございまして、特に日本建築学会をはじめ多くの学会に所属されている方です。今回、幌延町の校舎の建

設に関わる委員の方お願いできないかということで御依頼したところ、快諾をしていただいたという形でございます。

2 段目ですけれども、こちらの方、大橋義徳氏です。お住まいは旭川市内ということで、こちらの方につきましては、現在、地方独立行政法人 北海道立総合研究機構を森林研究本部林産試験場にお勤めです。技術部生産技術グループで研究主幹をされている方です。農学博士を持っておられまして、こちらの方、道産木質建築材ですとか、そちらの関係の専門員等を歴任されている方で、こちらの方につきましても建築学会等、多くの学会に所属されている方でございます。このお二方を学識経験者ということでお願いできることになりました。

それから、3 段目から 6 段目までにつきましては、学校運営協議会、地域代表というような形で、学校運営協議会の方から 4 名委嘱させていただければということで上げてございます。

3 段目の小西均氏につきましては、学校運営協議会の現在会長をされておられまして、北星園の建設等にも関わられたという、そういう経験もございますので、委員にふさわしいのではないかとということで委嘱させていただいております。

それから、4 段目の大塚達也氏につきましては、学校運営協議会の現在副会長ということでございまして、お力を貸していただきたいということで委員の方を受けていただいております。

それから、5 段目の菊地俊雄氏につきましては、幌延小学校の校長先生ということで、こちらも運営協議会の委員ということですので、代表ということでお願いしております。

それと 6 段目の佐藤健氏、こちらの方につきましても、学校運営協議会の委員という代表ということで、現幌延中学校の校長先生という形でございます。

それから、7 番目からは役場の方の課長さん方をお願いしております。早坂課長、それから角山課長、あと、産業建設の若杉補佐ということでお願いしております。

最後、教育長ということで、教育長が選定委員会の委員長を務めることとなります。

昨日付で委嘱させていただいておりますので、この方々で、今後、選定委員会、一応、一次と二次審査予定しておりますけれども、その業者選定に当たっての審査委員ということでお願いしたところです。以上です。よろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明について何か質問ありますか。

深澤委員

ちょっと細かいことなんですけど、上二人の年齢とメンバーの中に女性が一人も入っていないんだけど、なにか意図があって女性を外しているのか、その辺を伺いたと思います。

伊藤教育次長

まず年齢ですけれども、お二方とも 42 年生まれです。

あと、男性、女性の関係だったんですけれども、特段、すいません。今回については選定に関わる部分で。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

そういう選定委員の中にもね、今、こう見ると現役の子供たちがあんまりいないような気がするんですけども、そういう中で、PTAの役員さんというのは、どういう扱いでこれは入れなかったのかなって感じしているんですけど。

伊藤教育次長

こちらの方については、何て言いますか、具体的に実際に建てる建物の業者選定に当たっては書類選考と、あと、プレゼンについても、実際にうちの建物を建てるためのプレゼンということではなく、こういうコンセプトで基本設計を作っていくというようなところの審査をするセクションですので、その保護者等というところよりも、その業者を選ぶための視点で、今回のメンバーを選んでいるというところでございます。よろしく願いします。

齋賀委員

実施要綱の第4条の2番目に特定した技術提案書の提案者に対して、技術提案書を特定した上の通知を行うものとするということは、ここでこの人に決まったからということで随意契約を締結するということになるんですかが1点。

それと2点目は、次のページの要綱ですね、要綱の第3条に選定委員会は高度な操作性技術力または経験を必要とする業務に相当と認められる者を選定し、必要な事務手続を行うということになりますよね。選定委員会にかけたときに、先ほど言った業者を選ぶんだから全体的な金額とかも出てくると思うんですけども、仮にですよ、二つの業者が出てきた場合、1億と2億の業者が出てきても、選定委員会で高い方の2億の方がいいんじゃないかという選定委員会の評価付けとかすると言いましたんで、そういうふうになった場合、やっぱり金が安いからといって、そっちにしないで、やっぱり選定委員会で金額が高くて、そっちの方を選ぶよということになるんですか。

伊藤教育次長

金額、上限額ということであってはいらんですけれども、この予算の範囲の中でふさわしい業者を選んでいくということなので、金額の面も考慮すべきことではあるんですけれども、点数付けの中にその金額というところも今ここではちょっと見えてこないんですが、その辺もちょっと実施要領の中で勘案していければとは考えておりますが、業者選定に当たって予算の範囲内であるところの観点からいくと、金額が安いからといって点数の低いところについていう部分は、このプロポーザルの方式からは、ちょっと、そこについてはなかなか厳しいというか、安いからといって点数の低いところについていうことにはならないかなと思っております。

二次で1社に絞りますので、そこからの随契という形になります。後は、基本設計の内容によって金額が決まってくるので、その辺は1社に絞って随契という形になります。

齋賀委員

最初の要領にあるには、1社が決まるということでいいんですよね。

通知をするのは1社、それとも2社に通知するんですか。1社に通知して決定なんですか。

伊藤教育次長

要領の3条2項ということでございますので、最も適すると認める優先交渉者を特定するという形になりますので、そういう形になるかと思います。

齋賀委員

そういう形ってことは、ここでもう1社決まりますよということで、1社に通知を送るというふうに捉えておいていいということで、それをもう1回確認します。

それと、先ほどの、次のページの選定委員会が選定するということについて、金額が高いから評価点付けて下がるよとか、総合的な金額が低いから総合点が上がるよと、そういうことはなくて、とにかく金額は抜きにして、ここは点数も入るんだけども評価して、金額が高くてそちらの方の業者になるよということですね。もう1回確認します。

伊藤教育次長

審査の基準で金額というのが審査対象、技術審査になりますんで、ここでの金額というのが出てこない形になるかと思います。

技術提案書を出してもらっての審査という形になりますので、プレゼン自体がうちの校舎を建てるためのプレゼンではない。うちの会社はこういうイメージを持ってこの基本設計に臨みますっていうプレゼンをするので、うちの校舎をこういうふうに建てますっていうプレゼンではないんですよ。だから、ここで金額っていうのが出てこないの、あくまでも技術的にこの会社が良いっていうところに点数が高くなっていくっていう形になります。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

齋賀委員

もう1回質問すると、さっき2社って言ったんで、技術提案書を特定しました、決まりましたよっていう通知は1社に送るということを第4条の2に書いてあるんですねということの確認だったんです。

伊藤教育次長

一次で5、6社程度に絞って、二次でその中から1社を選定して、その1社に対して通知するという形になります。

高橋秀之委員長

いいですか。

(齋賀委員「いいです」)

はい。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので「幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について」の件は、以上とします。

町長ほか皆さん、ありがとうございました。

次に、3のその他に入ります。

前回、常任委員会でお話ししましたが、今年度実施の道外行政視察の視察先について、皆さんからの御意見を伺いたいと思います。

何かありませんか。

(一同無言)

なければ、私からの提案ですが、現在、問寒別地区で進められている地域コミュニティについては、今後、議論が続いていくと思いますので、昨年、問寒別地区の住民と町職員が視察してきた雲南市に行って、機運は高まったという話も聞いていますので、私たちも行つて話を聞き、町部局と情報を共有しながら、地域コミュニティの議論を進めていければと思いますが、いかがでしょうか。

深澤委員

何か話を折るようなんですけど、その視察先、今回6月にね、こうやって補正で出てきてるんだよね。それを今さら視察して、どうなのかなという疑念あるんだけどさ。まあ、行く場所ないから、そこでいいんだかしらんけども、ちょっと、他にあれば違う場所の方がいいんじゃないかなって気すんだけどね。もう過去形の話だよ、それ。

高橋秀之委員長

それでも、もう1回行くって言ってなかったかい。

(深澤委員「職員な」)

職員というか、何ていうか、今年もう1回行くって言ってましたよね。

西澤委員

深澤委員のおっしゃることも意見としてはあるかとは思いますが、今日の議論を見ていても、町のやりたいこと、地域を持続させるためにやってほしいことと、団体ができて受ける側とつていうのがあるんですけど、予算を伴うことなので、行政がやることに對する監視つていう意味合いでは、議員が向こうの行政側がどのような立場で、目線でやってるかって話、1回聞いておくのもいいのかなというふうに思っていて、うちの町で見てきて、うちの町がこういうふうにやりますつていうところが、果たして、その先進事例の行政側としては、どういう認識で見ているのかとつていう話を実は聞いていきたいなというふうに思っているの、ほかに見るところがなければ、そこは向こうの行政側とちょっと話をしていきたいなという感じはあるんですけど。

高橋秀之委員長

分かりました。ありがとうございます。

ほかに何か意見あれば言っていただければと思うんですけど、情報を共有するつていうことで、勉強という感じで、同じ所、町部局つていうか、それをやる方だつて2回、3回つて行って知識を深めてきている。やっぱり、それに付いていくには議員さん方ももうちょっと知識を深めた方がいいから、他にどっか良い所あれば話で言つてたんですけど、無かつたので雲南市つていうことに、もう半年以上もどつかつていう話はしてたんで、出てこないば、議会として町部局と重なるかもしれないけど、雲南市でいいのかなと。

齋賀委員

今、町部局と重なるつていう話だったんだけど、問寒別の人たちが行つた所は活動している団体のところに行つたわけで、行政と話をしたわけじゃないんだ。

でも、主に聞いてきたのは、活動してる団体さんたちとつていう活動してますよ。そして地域、こう変えてきたよという話をしたと私は聞いているんで、さっき議長が言つたよう

に、こっちは行政の人たちと話をするんなら、また、いいかなって。

高橋秀之委員長

こっちも、向こうの対応の仕方っていうかあるんで、一応は行政の方とも意見交換はしたいと。そのほかに、今言ってるその団体のところ行って話も聞きたいと。

ただ、その団体のところだけ行って話聞くじゃなくて、行政の方の話も聞いて、やっ
てる団体の話も聞いてみたいっていうのが本筋っていうか、あれなんですけど。

深澤委員

大体、その行程は決まったんだけど、あとは中身だよね。その時間割っちゅうか、その
中身を再度提示してもらって、次回で決定しましょう。

高橋秀之委員長

雲南市含めて、あと視察地としては智頭町と人形峠の3か所を予定しています。

日程的には10月21日の週を予定していますが、あとは、受入れ先がそれに対応できる
かできないかによって、多少、行く日は変更になると思いますけど、これから事務局に
行く場所の調整をしてもらって、駄目だったら日にちをずらすしかないと思うんですけど、
その辺はもうちょっと時間をいただきたいと思います。

（「何泊」の声あり）

3泊4日。泊まる場所どこだったけ。

岡田議会事務局長

今のところ、予定なんですけれども、宿泊先は1泊目が鳥取市で2泊目が雲南市で3泊
目が出雲市で出雲空港から帰ってくるっていう、そういう日程を考えております。

深澤委員

3日間の行程はどのぐらいの距離にして。

岡田議会事務局長

鳥取から智頭町までは、車で1時間半。そんな何時間も移動時間かかるっていうものでは
ないので、比較的、車に乗りっ放しっていうのはないと思います。

あと、今のところ事務局として考えているのは、2日目に午前中に智頭町を見て、お昼
から人形峠見て、雲南市に入って、次の日の午前中、雲南市を見て、昼から出雲市に移動
して、最終日は、ただ移動で帰ってくるっていう、移動日になります。その日程で今考え
ております。

深澤委員

基本的に発着は稚内。

岡田議会事務局長

そうですね。千歳から直行便がないので、羽田経由で行かなければならないので、あと
は稚内空港から飛ぶか旭川空港から飛ぶかというのは、ちょっと日程等調整して、また御
相談したいと思います。

（深澤委員「はい」）

高橋秀之委員長

今のところ言えるのはそういうところで、これでよければ事務局に頼んで日程調整、向こ
うの調整をしてもらって、それで多少、今言った経路がちょっと変わるかもしれないけど、

後先になったりするかもしれないけど、よければこれで進めたいと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

したら、今事務局から説明があったその経路で、一応は向こうと協議して日程を詰めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、決まり次第、皆さんには報告して、御意見を頂こうと思ってますので、よろしくお願いいたします。

あと、ほかに皆さんから何か。

（「今年は、町内視察って予定はないんですか。」の声あり）

町内視察は、場所的に、いや、一応はやろうと思うんですけど、ただ、見に行く場所があるのかなと思うんだよね。

（「あるって」の声あり）

西天の焼けた跡地っていうか、どういうふうに復旧したかを見に行くとか、お金の掛かった高い道路とか、建物があつたらそこを見に行くとか、そういうのぐらいしかないんじゃないかなと思うんですけど、いつも6月定例終わってからだっけ、やっていたの。9月だったっけ。いや、一応、町内視察も9月議会終了後ぐらいに考えてみますので、場所的には皆さんとまた相談しようと思いますので、それでよろしいでしょうか。

（「いいんじゃない」の声あり）

はい。すいません。よろしくお願いします。

視察が近くなりましたら、視察のポイントや質問など皆さんと協議したいと思いますので、よろしくお願いします。道外視察については以上とします。

ほかに皆さん、何かありませんか。

深澤委員

今、道外出たんで、道内についてなんだけど、去年、議員研修の途中か帰るか知らんけど、立ち寄ったよね。今回は、そういうことはないっっちゃうことか。

岡田議会事務局長

全道議員研修会の話は、この後の全員協議会で、またしたいと思いますので。

高橋秀之委員長

そういうことで、全員協議会で話合いたいと思います。

（深澤委員「はい」）

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

はい。ないようですので、以上で第5回まちづくり常任委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

（13時30分 閉 会）

以上、相違ないことを証するため署名する。

委 員 長 高 橋 秀 之

以上、記録する。

書 記 係 長 藤 田 秀 紀